

吹田市市税審議会 会議録

1 開催日時

平成29年(2017年)7月26日(水) 午前10時から11時40分まで

2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席者

(委員)・日高 政浩 委員
・築野 れい子 委員
・井川 文夫 委員
・池口 誠 委員
・辻 美枝 委員
・木下 敦史 委員
・岡田 眞里 委員

(市理事者)・牧内 税務部長
・江原 次長(債権管理課長事務取扱)
・當 税制課長
・杉原 市民税課長
・市場 資産税課主幹
・田村 資産税課主幹
・田中 市民税課長代理
・樋上 納税課長代理
・佐納 債権管理課長代理
・葉山 資産税課長
・東風 濱 納税課長
・伊東 資産税課主幹
・若林 資産税課主幹
・浅田 市民税課主幹
・桂田 納税課主幹

(事務局)・樋上 税制課長代理
・前田 税制課係員
・植田 税制課主査
・松藤 税制課係員

4 傍聴者

なし

5 配付物

(1) 市税審議会資料(事前送付)

- (ア) 平成29年度税制改正に伴う、わがまち特例導入について (1～3ページ)
- (イ) 市民税の課税免除の対象となる法人の拡大等について (4～6ページ)
- (ウ) 平成28年度(2016年度)市税収入状況について (7～8ページ)
- (エ) 市税審議会規則 (9～11ページ)

- (2) 吹田市市税審議会 会議次第(事前送付)
- (3) 座席表(当日配布)
- (4) 吹田市市税審議会委員名簿(当日配布)

6 会議内容（発言要旨）

(1) 会長・副会長の互選

会長・副会長の互選が行われ、会長に木下委員が、また、副会長に辻委員が就任された。

(2) 議事1 諮問事項

ア わがまち特例の導入について

案件1 政府の補助を受け、企業等が従業員のために保育を行う事業（企業主導型保育事業）の用に供する認可外保育施設に対する固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

（委員）現在、該当する施設は吹田市に何件あるのか。

（理事者）現在はない。

質疑応答の後、審議した結果、賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

案件2 (1)家庭用保育事業、(2)居宅訪問型保育事業、(3)事業所内保育事業（利用定員が5人以下）の用に直接供する認可保育施設に対する固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

（委員）案件1と比較して、案件2の特例の対象客体に土地が含まれていない理由は何か。

（理事者）案件2の(1)と(2)は主に、保育士もしくは乳幼児の住宅で行う事業が想定されており、その土地には、既に住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例が適用されていることも想定されるため、さらなる軽減措置は必要としないという考えを聞いている。

（委員）この税制改正の趣旨は、保育施設の負担軽減や施設の誘導効果を生む目的のほずで、住宅用地に係る軽減措置とは意味合いが違うものではないか。

（理事者）指摘のとおり、軽減措置の意味合いは異なるが、前述の住宅用地に係る軽減

措置は、200 m²以下の土地であれば課税標準額が6分の1となる非常に大きなものであるため、案件2の特例の対象となる客体に土地が含まれていないと考えられる。

(委員) 案件2の(1)、(2)についてはその説明で理解できた。しかし(3)の事業所内保育事業については、案件1との差は、認可であるか認可外であるかだけであり、また、事業所内であれば住宅用地に係る軽減措置も適用されないと思うが、その点について説明を求める。

(理事者) 事業所の中で保育の用に供する部分は事業所の一部分であり、昼間は保育の用に供し、その他の時間帯は、例えば仮眠室等、事業用として使用することが考えられるし、同じ固定資産を複数の用途で使用する場合の用途の判断は困難であり、事業所内保育事業において土地を対象としない理由について明確にはお答えしにくい。

(委員) 案件1には新たな課税から5年度分までという期限があるが、案件2(3)の事業所内保育に期限がないのはなぜか。

(理事者) 制度的な理由は、案件1と後述の案件3、4は地方税法附則の規定が根拠となり、案件2は地方税法本則での規定が根拠となること。本則には、事業所内保育事業で定員が6名以上の場合、非課税となる規定もあり、その規定とのバランスをとったのではないかと考えられる。

(委員) 案件2の家屋に係る特例について、保育事業を行う建物全てに適用されるのか、それとも、その事業に使用する部分のみに適用されるのかどちらか。

(理事者) 保育の用に供する部分のみに適用される。居宅訪問型保育事業の場合は、事業を行う保育士が所属する事業所が対象になる。

質疑応答の後、審議した結果、賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

案件3 緑地保全・緑化推進法人（緑地の設置・管理等について適切に行うことができる）と認められるNPO法人、一般社団法人等で市町村長が指定するもの）が所有し又は無償で借り受けて、設置及び管理する市民緑地に対する固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

(委員) NPO法人、一般社団法人等とあるが、等という部分について、他に該当するものはあるか。

(理事者) 民間企業や公益法人、財団法人、地縁団体として自治会等も含まれる。

(委員) この改正が行われる目的は何か、適用期限が3年というの短くないか。

(理事者) 都心部では、良好な都市環境の構築に欠かせないオープンスペースや緑地は、整備は進められているものの、不足している地域も存在している。また、私有緑地も減少傾向にある。対策が必要だが、財政的にも行政の施策だけでは期待できないのが現状である。そこで、緑地保全・緑化推進法人が質の高い緑地・オープンスペースを整備し市民緑地として市民が利活用できるなら、インセンティブを与える目的で税負担を軽減することが必要と考えられたため。適用期限が短いのではというのは指摘のとおりであるが、市町村の方では期間についてはなんとも言えない。

補足として、わがまち特例で市町村の裁量が許されるのはあくまで課税標準額の特例の率のみであり、特例率以外の特例適用期間等は市町村で定めるものではなく、地方税法で決められたものに従うことになる。

(委員) 制度見直しで期限が延長になる可能性もあるのか。

(理事者) 今後の税制改正によっては、当然あり得る。

(委員) 現在、対象となる団体はあるのか。

(理事者) 現在は無い。今後認定されることはあり得る。

質疑応答の後、審議した結果、賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

案件4 都市再生特別措置法に基づき立地適正化計画に記載された誘導施設（都市の居住者の利便等のために必要な施設で、都市機能の増進に著しく寄与する施設であって、その立地を誘導すべきもの）とともに整備した公共施設に対する固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

(委員) 都市再生特別措置法に基づく施設が対象という事は、この法律が変われば市の制度も変わるという理解でよいか。

(理事者) そのとおり。立地適正化計画は柱が2本あり、まずは都市機能増進施設の内容や誘導区域の検討・計画と、居住誘導区域の検討・計画であるが、前者は平成28年

度に策定済であるが、後者は今年度に計画策定する予定である。

質疑応答の後、審議した結果、賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

イ 市民税の課税免除の対象となる法人の拡大等について
理事者側から、資料のとおり説明がなされた。

(委員) この制度はどのような背景で導入されたのか。

(理事者) 団地及びマンション管理組合法人は、法人格を持つものとそうでないものが混在しており、近年は法人化が進んでいるが、機能を同じくして法人格を持つもののみ均等割がかかってしまう状況にある。大阪府が平成 29 年 4 月から 4 法人に適用し、府民税の免除を行った事を受け、本市でも各市の状況を調査し、検討してきたところである。

(委員) 非営利型法人については、届出をする必要があるか。

(理事者) 届出してもらう必要がある。現在までには 5 件の届出があった。

(委員) 資料 4 ページの吹田市市税条例現行・改正案対照表改正後の第 14 条の 3 第 1 項第 3 号の下線部について、第 3 項以外に「公益社団法人等」という文言は出てこないのに、追加する必要があるのか。

(理事者) 必要はない。誤りであり、訂正する。

(委員) 同じく資料 4 ページ改正後の第 14 条の 3 第 1 項下線部について、第 9 号は第 10 号の間違いではないか。

(理事者) 指摘のとおり、誤りであり、訂正する。

(委員) 資料 6 ページ中の、課税免除という文言と、減免という文言にはどのような違いがあるのか。

(理事者) 課税免除は、客体の申請なしに課税を免除するものを指す。減免は、客体の申請を受け、市長が審査・決定行為を行った上で課税を免除するものを指す。資料では大阪府は減免という文言になっているが、一度申請をすればその後は継続的に減免が適用される仕組みになっていると聞いている。

質疑応答の後、審議した結果、賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

(2) 議事 2 平成 28 年度 (2016 年度) 市税収入状況について理事者側から説明後、次の意見、質疑があった。

(委員) 法人市民税が減収となっているのは、業績悪化の影響か、企業の市外流出の影響かどちらか。また、交付金が増収になっている要因と、ふるさと納税が及ぼす影響についても聞きたい。

(理事者) まず、法人市民税の減収について、法人市民税は、法人税に税率を乗じて算出するため、法人税の影響が強く出る。税制改正の影響により、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、法人税の税率が 25.5%から 23.9%へ引き下げに、また法人市民税自体の税率も標準税率で 12.3%から 9.7%へ引き下げになったことが、法人市民税の減収に直結したと考える。試算では約 6 億 3 千万円の減収を見込んでいたが、約 1 億 2 千万円の減収に留まったことから、業績はむしろ好調であると推察できる。

次に交付金の増収については、独立行政法人日本万国博覧会記念機構の解散に伴い、国や府が所有資産を承継したことにより、交付金の対象となる客体が増加したため。

ふるさと納税の影響について、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、吹田市での利用人数が 3,191 人から 8,191 人へ 5,000 人の増加、税額控除額は約 8,151 万円から約 3 億 9,600 万円となり、大幅な減収となった。個人市民税全体で見ると、前年度よりも増収している。

(委員) 固定資産税の家屋が増収となった要因は、新築家屋の増加であり、土地が減収となった要因としては、大規模開発による住宅用地の増加で、わがまち特例のご説明の時にお聞きした住宅用地に係る特例が適用される土地が増加したためという理解でよいか。

(理事者) そのとおり。

(委員) 国民健康保険の徴収について聞きたい。吹田市税は年々収入率の改善が見られ、昨年度より国民健康保険料も含めて徴収に対し改革をしたと伺っているが、効果が出ていると思うかどうか。

(理事者) 国民健康保険料について、現状で収入率が低いのは確か。平成 28 年度より債権管理課を新設し、今年度には国民健康保険料の高額滞納案件をピックアップし滞納整理を計画している。そのためまだ実績はないが、来年度から成果を報告できる予定で

ある。

(委員) 国民健康保険と税と一体となって滞納整理を行うのか。

(理事者) 一体ではない。税の徴収は引き続き納税課が管轄する。

(委員) コンビニ納付と口座振替の割合を教えてください。

(理事者) 利用率については、コンビニ納付が 38.5%、口座振替が 20.2%であり、金額の占有率については、コンビニ納付が 12.5%、口座振替が 24.9%となっている。コンビニ納付は 30 万以下の納付しか対応できないため、金額の占有率は低い。